

第4 指定介護機関の義務

指定された介護機関は、次の項目を守ってください。

1 介護担当義務

- (1) 各区保健福祉センター等から委託を受けた利用者について、懇切丁寧にその介護を担当すること。
(生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第50条第1項)
- (2) 指定介護機関介護担当規程の規定に従うこと。
- (3) 指定介護機関の介護の方針及び介護の報酬は、介護保険の介護の方針及び介護の報酬の例によること。
(生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第1項)

2 介護報酬に関する義務

- (1) 利用者について行った介護に対する報酬は、法による介護の報酬に基づき所定の請求手続きにより請求すること。
- (2) 介護サービスの内容及び介護の報酬の請求について市長の審査を受けること。
(生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第53条第1項)
- (3) 市長の行う介護の報酬の額の決定に従うこと。
(生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第53条第2項)

3 指導等に従う義務

- (1) 指定介護機関は、利用者の介護について、市長の行う指導に従うこと。
(生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第50条第2項)
- (2) 介護サービスの内容及び介護の報酬請求の適否を調査するため必要があるときは、厚生労働大臣又は市長が指定介護機関の管理者に対して必要と認める事項の報告命令に従うこと。また、厚生労働大臣又は市長が当該職員に、当該介護機関について実地において行わせるその設備若しくは介護記録その他の帳簿書類の検査を受けること。
(生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第54条第1項)

4 届出の義務

指定介護機関は、生活保護法施行規則第15条の規定に基づき、次頁のいずれかに該当するときは、10日以内に届出をしなければなりません。届出は事業所毎に所定の用紙に必要事項を記載し、市長（福祉局保護課）に提出してください。

5 標示の義務

指定介護機関は、その業務を行う場合の見やすい所に標示（縦12.5センチ、横5.5センチ程度の硬質材を用い、その中央に「生活保護法指定（介）」と表示する。）を掲示してください。
(生活保護法施行規則第13条)

[参考] 指定介護機関の申請・届出事項一覧

届出の種類	届出を要する事項	留意事項
指定申請	<p>生活保護法による指定のない介護機関が新たに生活保護法による指定を受けようとするとき</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年6月30日以前に介護保険法による指定を受け、改めて生活保護法による指定を受けようとするとき 平成26年7月1日以降に介護保険法による指定を受け、その時点で生活保護法によるみなし指定は不要とする申し出(別段の申し出)をしたが、その後に改めて生活保護法による指定を受けようとするとき 平成26年6月30日以前に既に生活保護法による指定を受けているサービスがある介護機関であって、新たに別のサービスの指定を受けようとするとき <p>なお、平成26年7月1日以降に介護保険法による指定、開設許可を受けられた場合、生活保護法等による指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。</p>	<p>介護保険事業者番号ごとに申請書を作成すること</p> <p>※誓約事項の確認が必要</p>
辞退届	<p>生活保護法による指定のみを辞退しようとするとき (業務は継続するとき)</p>	<p>30日以上予告期間を設けること</p>
処分届	<p>他法による処分を受けたとき</p>	<p>10日以内に届け出ること</p>
別段の申し出	<p>平成26年7月1日以降に介護保険法の指定又は開設許可を受ける介護機関が、生活保護法によるみなし指定は不要であるという場合</p>	<p>介護保険法による指定を受ける日の前日までに提出すること</p>